

【重要】

オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う海外に在住する外国人入学志願者についての対応をお知らせします。

事務連絡
令和3年12月1日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う専門学校における入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、適切に御指導いただき、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株であるオミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）への対応として、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（以下、「措置（20）」という。）のとおり、緊急避難的な予防措置の観点から、11月30日以降、本年12月31日までの間、全ての国・地域からの外国人の新規入国を停止することとなりました。

これにより、「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管官庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととなりました。

本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国が拒否されることになったことから、当面の間、海外に在住する外国人入学志願者が出願可能な専門学校における個別入試の扱いについては、別添の「オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う大学入試の受験を目的とする

外国人入学志願者の入国について（通知）」（令和3年11月30日付高等教育局大学振興課長通知）を参考に、例えば、募集要項において入国できない場合の扱いを明記している場合を除き、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、渡航を伴わない方法により代替措置を講じることで受験機会を確保することやそれ以外の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、渡航を伴わない方法により代替措置を講じることが可能な場合には、受験機会の確保に努めることが考えられます。なお、代替措置を講じる場合は、専門学校ホームページ等を通じ外国人入学志願者への周知を図ることが望ましいと考えられます。

また、入学者選抜に合格し、入学の意思のある者であっても、当面の間は、入国できない可能性もあり、必ずしも専門学校が予定している入学時期に入国できるとは限らないことから、入学までの各種手続きや、補講等に関する柔軟な対応（期間の延長等）、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該生徒に幅広く情報提供することが望ましいと考えられます。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

（参考）「水際対策強化に係る新たな措置（20）（オミクロン株に対する水際措置の強化）について

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1_20211129.pdf

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

【重要】

オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う海外に在住する外国人入学志願者についての対応をまとめましたので、お知らせします。

3 高大振第 2 5 号
令和 3 年 11 月 30 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課長

新田 正樹

オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について（通知）

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」を踏まえ、「大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について」（令和3年11月18日付け3高大振第22号高等教育局大学振興課長通知）（以下、「11月18日付け通知」という。）において、外国人入学志願者が出願可能な個別入試の扱いについて依頼したところです。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株であるオミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）への対応として、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（以下、「措置（20）」という。）のとおり、緊急避難的な予防措置の観点から、11月30日以降、本年12月31日までの間、全ての国・地域からの外国人の新規入国を停止することとなりました。

これにより、「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管官庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととなりました。本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国が拒否されることになったことから、当面の間、海外に在住する外国人入学志願者が出願可能な個別入試の扱いについては、下記のとおりとしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 外国人入学志願者が出願可能な選抜について

外国人入学志願者を対象とする選抜については、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号高等教育局長通知）及び「外国人入学志願者の受験機会確保の徹底について」（令和3年9月21日付け3高大振第13号高等教育局大学振興課長通知）を踏まえ、募集要項において入国できない場合の扱いを明記している場合を除き、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、渡航を伴わない方法により代替措置を講じることで受験機会を確保すること。

それ以外の選抜については、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、渡航を伴わない方法により代替措置を講じることが可能な場合には、受験機会の確保に努めることが望ましい。

代替措置を講じる場合は、ホームページ等を通じ外国人入学志願者への周知を図ること。

2. 大学入学共通テストを受験予定であった海外在住外国人入学志願者への対応について

措置（20）により、大学入学共通テストを受験予定であった海外在住外国人は、大学入学共通テストを受験することが出来なくなることから、11月18日付け通知の2.に基づき、独立行政法人大学入試センターから連絡のあった大学が、独立行政法人大学入試センターに11月30日までに行うこととしていた回答は不要とする。ついては、大学入試センターから当該外国人入学志願者に大学入学共通テストを受験することが出来なくなる旨の連絡を行うので、各大学においては、受験を希望する外国人入学志願者からの代替措置の有無等に関する問合せがあれば御対応いただきたい。

3. その他留意事項

(1) 1.のうち、外国人を対象を限定しない選抜において、やむを得ない事情により予定されている試験とは別日程で試験を追加で実施するなど、各大学が講じる措置が、新型コロナウイルス感染症への対応としての追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替に相当するものと認められる場合、当該措置により入学した者については、「令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和3年9月14日付け3文科高第642号高等教育局長、高等教育局私学部長連名通知）によるものとする。

なお、この定員管理に係る取扱いは、例外的に実施するものであり、適正な定員管理を行うことの重要性は変わるものではないことから、各大学の実施状況の詳細については、文部科学省において、別途、令和4年度に確認する予定である。

(2) 入学者選抜に合格し、入学の意思のある者であっても、当面の間は、入国できない可能性もあり、必ずしも大学が予定している入学時期に入国できるとは限らないことから、入学までの各種手続きや、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供すること。

(参考)「水際対策強化に係る新たな措置（20）（オミクロン株に対する水際措置の強化）

について https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1_20211129.pdf

【本件担当】

高等教育局大学振興課
大学入試室入試第二係 首藤、上田
入試第三係 岡、半井野
T E L : 03-5253-4111 (内線 2469)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp